

知っていますか？

「障害者虐待防止法」



絶対にあってはならない障がい者への虐待

障がい者の虐待は—

- 特定の人や家庭、場所ではなく、どこでも起こりうる問題です。
- 虐待している人に、虐待している認識がない場合があります。
- 虐待をされている人が虐待だと認識できないで、自分から被害を訴えられない場合があります。

そのため、虐待を防ぐためには、住民一人ひとりがこの問題を認識して、小さな兆候を見逃さずに早期に発見することが大切です。

障害者虐待防止法では、虐待を以下の3種類に分けています

養護者による 障害者虐待

障がい者の生活の世話や金銭の管理などを行っている家族や親族、同居する人による虐待のことで



障害者福祉施設従事者 等による障害者虐待

障害者福祉施設や障害福祉サービスの事業所で働いている職員による虐待のことで



使用者による 障害者虐待

障がい者を雇っている事業主などによる虐待のことで



しょうがいしゃぎゃくたい れい ～障害者虐待の例～

しんたいてきぎゃくたい 身体的虐待

しょうがいしゃからだきずいたおぼうこうくわ
障がい者の体に傷や痛みを負わせる暴行を加えること。
また正当な理由なく身動きがとれない状態にすること。



たとえば…

- 平手打ちにする ● 殴る ● 蹴る
- つねる ● 縛りつける ● 閉じ込める
- 不要な薬を飲ませる など

こんなサインが…

- 体に傷やあざ、火傷の跡がしばしばある。
- 急におびえたり、こわがったりする。
- 傷やあざなどの説明が変化する。 など

せいてきぎゃくたい 性的虐待

しょうがいしゃむりやり（またどういみせかけ）わいせつ
障がい者に無理やり（また同意と見せかけ）わいせつ
なことをしたり、させたりすること。



たとえば…

- 性交 ● 性器への接触 ● 裸にする
- キスをする ● 障がい者にわいせつな
話をする、映像を見せる など

こんなサインが…

- 肛門や性器などに出血や傷がみられる。
- ひと目を避け、部屋にひとりでいたがる。
- 人に相談するのをためらう。 など

しんりてきぎゃくたい 心理的虐待

しょうがいしゃぶじやくきざつことばたい
障がい者を侮辱したり拒絶したりするような言葉や態
度で、精神的な苦痛を与えること。



たとえば…

- 怒鳴る ● ののしる ● 悪口を言う
- 仲間に入れない ● 子どもあつかいす
る ● わざと無視する など

こんなサインが…

- おびえる、泣く、叫ぶなどパニックを起こす。
- 攻撃的な態度がみられる。
- 自分で自分を傷つける行為をする。 など

ほうきほうにん 放棄・放任(ネグレクト)

しょくじにゅうよくせんたくはいせわかいじよ
食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をほとん
どせず、障がい者の心身を衰弱させること。



たとえば…

- 十分な食事を与えない ● 不潔な住
環境で生活させる ● 必要な医療や福祉
サービスを受けさせない など

こんなサインが…

- 体から異臭がするなど衛生状態が悪い。
- ひどく空腹を訴え、栄養失調がみられる。
- 学校や職場などに出てこない。 など

けいざいてきぎゃくたい 経済的虐待

ほんにんどういしょうがいしゃざいさんねんきんちんぎん
本人の同意なしに障がい者の財産や年金、賃金などを
使うこと。また障がい者に理由なく金銭を与えないこと。



たとえば…

- 年金や賃金を渡さない ● 勝手に財産
や預貯金を使う ● 日常生活に必要な金
銭を与えない など

こんなサインが…

- お金を使っている様子がみられない。
- 日常生活に必要な金銭を渡されていない。
- 生活費などの支払いができていない。 など

しょうがいしゃぎゃくたい かん つうほう とどけで そうだん
障害者虐待に関する通報や届出、ご相談は
す お住まいの市町村障害者虐待防止センター（市町村窓口）までご連絡ください。

※ 使用者（事業主）による障害者虐待については、熊本県障がい者権利擁護センターへの通報・届出もできます。

くまもとけんしょう しやけんりようご
熊本県障がい者権利擁護センター 〒862-8570
くまもとしちゅうおうくすげんじ ちようめ
熊本市中央区水前寺6丁目18-1（熊本県庁障がい者支援課内）
くまもとけんちようしょう しやしえんかない
TEL 096-333-2244 / FAX 096-383-1739